

大府市議会

議長 鈴木 隆 様

大府市議会議会活性化特別委員会

委員長 浅田 茂彦

報 告 書

平成26年 5 月

大府市議会 議会活性化特別委員会

当委員会は、平成25年6月24日、平成25年大府市議会第2回定例会の最終日において、「議会の活性化に関する諸問題の調査研究」を付託され、設置された。

本日までに延べ8回の委員会を開催したほか、2市の先進地調査を実施するなどして、調査研究を進めてきた。このたび、当委員会の調査研究を終了するに当たり、調査研究の結果を以下のとおり報告する。

1 委員会の調査研究結果の概要

(1) 議会基本条例について

当委員会は、先の議会改革・活性化特別委員会（平成23年6月28日～平成25年5月9日）に引き続き、地方議会で制定が相次いでいる「議会基本条例」について調査研究を行った。

このことについては、調査研究の結果、大府市議会において、今すぐ議会基本条例の制定に向けて取り組む必要はなく、現在取り組んでいる議会活性化の取組を着実に進めていくことが必要であるという結論に達した。

《主な意見》

- ・ 議会基本条例をまず先行して制定して、議会をその枠に合わせていくようなやり方もあると思うが、今、大府市議会では、一つ一つ改革すべきところを挙げ、試行錯誤しながら取り組んでいるところであるので、こういう形である程度継続していくことが必要である。
- ・ 議会基本条例の制定が目的になってはいけない。現在進めている一つ一つの改革を市民目線に立って進めて、その後でどうするか考えればいいのではないか。
- ・ 現在できることから、また、皆が一致できることから活性化を進めている。今は、条例を制定するのではなく、進めてきた事項の検証を行いながら確実に活性化を推進すべき段階と考える。
- ・ 条例ありきでなく、まずは市民目線に立った議会改革、今やっていることを推進していくことが必要である。その上で、どうしても条例の制定が必要だということで議論が深まれば、それはそれでいいかと思う。今は、条例を制定する時期ではない。
- ・ 将来的には議会基本条例を制定するのが望ましいと考える。その理由は、理念と手続を法的に拘束して、運用による振れ幅を最小にするため、条例によって明確にしておくことが必要だと考えるからである。しかし、そのためには、まず先進事例の研究、先例集の見直し、条例として規定すべき内容かどうかの精査という段階が必要である。大府市独自の議会基本条例をつくれるところまで成熟してこそやれることなので、今すぐ制定に向けて取り組む必要はないと考える。

(2) 反問権について

当委員会は、先の議会改革・活性化特別委員会に引き続き、いわゆる「反問権」について調査研究を行った。

このことについては、調査研究の結果、説明員に「質問の内容・趣旨の確認」を認めることについては、本会議の一般質問だけでなく、本会議や委員会での議案に対する質疑においても、当然に認められるということを確認した。

なお、委員会の中では、市長以下の説明員に対し、議員の考えをただす「逆質問」のような「反問権」を認めていくべきではないかという意見も出されたが、そのような「反問権」について、委員会として結論を出すには至らなかった。

《主な意見》

- ・ 現状どおり、「質問の内容・趣旨の確認」までを認めていくということではよいのではないか。
- ・ 「逆質問」や「反論」も認めるべきと考える。そうしないと、虚偽の発言が誰にも訂正されず、そのまま議事録に掲載されてしまうことが起こる。これまでの経験の中で、それが本当によいことなのか疑問に思っている。
- ・ 「逆質問」や「反論」をされたとしても、それに答えるかどうかは、その議員の自由である。答えたくなければ、答えなくてもよいと思う。
- ・ 市民から負託を受けた議員の発言は、何人によらず侵すべきではないと考える。これは執行機関側が議員の質問時間を使うことはできないという発想である。ただし、「質問の内容・趣旨の確認」については、これはよりよいものにするためには必要であろうと思う。
- ・ 「質問の内容・趣旨の確認」は、本来、「反問」とは言わないと考える。「質問の内容・趣旨の確認」ならば、議長又は委員長の議事整理権の中で行えることである。
- ・ 将来的には、「質問の内容・趣旨の確認」にとどまらず、その質問の真意がどこにあるのか、あるいはその事実の説明を求めるなど、質問の内容に踏み込んで執行機関側が発言するということがあってもよいと考える。双方向の議論になってもよいと考える。
- ・ 「質問の内容・趣旨の確認」は、私が議員になった頃からあった。
- ・ 「反問権」については、議会基本条例の中身と非常に密接に関係してくる。将来的な課題としておくのがよいのではないか。

(3) 議員間討議の促進について

当委員会は、先の議会改革・活性化特別委員会に引き続き、「議員間討議」について調査研究を行った。

まず、議案審査の過程において「議員間討議」を行うことについては、「議事運営上難しいのではないか」「議員間で妥協点を見出すことが難しいのが現実である」な

どの意見が多数を占めた。また、本会議で「議員間討議」を行うことは難しく、好ましくないという意見で一致した。そのため、特定の議案について「議員間討議」を行おうとする場合には、各委員会において、議案審査の過程とは別に機会を設けて行うことが望ましいという結論に至った。

次に、平成25年5月から新たに取り組み始めた、各委員会においてテーマを決めて行う「議員間討議」については、評価する委員も多く、今後も継続して取り組んでいくべきであるという意見で一致した。

《主な意見》

- ・ 「議員間討議」の定義もあいまいであるが、議会全体として、議論が会派を超えて活発化するとよいと考えている。議論を重ねながら民主的に合意すべきであり、自由で活発な討議が日常化することが望ましいと考える。そのためには、委員長の権限や議事整理も重要である。
- ・ 議案審査の過程において行うものは、ふさわしくないと考える。議員間で討議をして相手を論破していくということが、本当に好ましいのか疑問がある。そのようなことは、長くは続かないと判断している。お互いに考え方を知り合い、学び取ることができるような「議員間討議」であれば、少しずつ全体の資質向上につながっていくのではないか。
- ・ 現在、自らの主張を述べる場が不足しているとは思わない。むしろ、予算や決算など重要な議論の場で自分の意見や政策を述べない議員がいたり、議論をする以前に書いた原稿を読み上げることしかしない議員がいるということであれば、そのこと自体が問題である。それよりもまず、自らの主張を述べることそのものについて、お互いにより積極的になる必要があると考える。
- ・ 現在、各委員会において年間テーマを設定して市民団体との意見交換会を開催し、その後に議員間の討議の場を設けている。今、議員間で十分な討議ができる環境が整いつつあるので、これを充実させていくことが先決と考える。それ以外に、本会議や全員協議会などで「議員間討議」を求める必要は、今のところないのではないか。
- ・ 将来的には、議案審査の過程においても、「議員間討議」を行うことが望ましいと考える。議案の論点や各議員が賛否に至るまでの議論の経過が明確にできると考えるからである。しかし、まだ「議員間討議」に不慣れな議員もいるため、現状の委員会での取組の中で経験を積むことも有効であると考えます。
- ・ 相手に「あなたは間違っている」という言葉を投げ掛ければ、相手から「お前のほうこそ間違っている」という言葉が返ってくるのは当然である。自分の意見と相手の意見の間にあるものを探ることが討議の目的であって、相手を論破することが討議の目的ではないと考える。
- ・ 平成18年の地方自治法の改正により、委員会に議案提出権が付与され、委員会として

政策について調査研究、議論をして、最終的に議案を提出するということもあり得る話になってきた。そうすると、当然、議員間での討議が起きてくる。議案審査については、議員はそれぞれ政治的な立場が違うので、意見が一致することもあるかもしれないが、一致しないことがあるのも当然である。しかし、政策立案のために一緒に調査して意見調整をしていくということは別だと考える。このことについての議論が今まであまりされていなかったのではないか。

- ・ 特定の議案をテーマにして議論しても構わないと思うが、議案審査の過程で行うことは難しいと思う。委員長の議事整理も難しく、時間も限られてしまい、中途半端になってしまうと思われる。議案審査とは別の場で行ったほうが、時間も十分にとれ、より中身の濃い議論になり、有効ではないかと思う。
- ・ 議案審査の過程とは別に、同じ委員会のメンバーで、改めて時間を設けてやるほうが望ましいと考える。そのためにも、今、各常任委員会で行っている市内関係団体との意見交換会後の「議員間討議」を充実させることが大切だと考える。
- ・ テーマを決めて議論することが、議員全体の資質の向上、理解の促進につながれば、もうそれで効果は十分に発揮していると思う。議論に結論が出るか否かは関係ないと思う。

(4) 議会報告会・意見交換会等について

当委員会は、先の議会改革・活性化特別委員会に引き続き、「議会報告会・意見交換会等」について調査研究を行った。

調査研究の結果、不特定多数を対象とするような議会報告会又は意見交換会については、課題が多いため、現時点では開催を検討する必要はないという結論に達した。

しかし、平成25年5月より、各委員会で取り組み始めた市内関係団体等との意見交換会については、各委員会や議員の政策形成にとって、非常に効果的であるので、当市議会として、今後も継続して取り組んでいくべきという結論に達した。

《主な意見》

- ・ 「議会報告会」については、いろいろな地方議会で実施をされているが、市民の参加も少なく、試みてもあまり意味がないと思われる。そのような「形」をつくるよりも、議会だよりやホームページをより充実するなど、実質的に広報に力を入れていくほうが望ましいと考える。平成25年から委員会で取り組み始めた市内関係団体等との意見交換会については、実際に取り組んでみて、自分たちが考えてもいなかったような意見を取り入れることができるということがわかったので、これをもっと積極的にやっていきたい。
- ・ 「議会報告会」については、決定事項の報告にとどまり、発展性に欠ける。多くの団

- 体と意見交換会を開催することが、より幅広い情報交換となり得るのではないかと。
- ・ 現在の意見交換会の取組を進めながら検証を行い、その後に今後どうするかを議論すればよい。現段階で、「議会報告会」を行うべきかどうか議論する必要はないと思う。
 - ・ 議会全体での「議会報告会」というのは必要性を感じていない。それよりも、現在各委員会で行っている市民団体との意見交換会を充実させることが必要だと考えている。
 - ・ 「議会報告会」については、将来的にはやったほうが良いと考えている。ただし、「議会報告会」をやる場合でも、単に議会で決まった内容を説明するだけでは、行政の広報と同じになってしまうので、議決に至るまでの議論の経過・理由を説明する場として行わないと意味がないと考える。現在の各委員会の取組は、大いに進めるべきだと思う。
 - ・ 「議会報告会」開催のムードは、今、全国的に冷めつつある。その大きな要因は、「議会報告会」が市民のニーズに合っていないからである。市民が聞きたいのは、どういう意見が出たかではなく、誰が何を言ったかということであるが、これを報告することには課題があり、非常に難しい判断になってくる。決定事項以外を報告することは容易ではなく、市民が求めているものを提供するの現状では難しいと思われる。
 - ・ 他市町村と比べても、議会基本条例のある市町村と比べても、大府市議会は先進的であり、開かれている議会だと感じている。これは自信を持って言える。議会基本条例に捉われない「大府スタイル」の議会を築くことのほうが先決なのではないかと。
 - ・ 自分の地区では、民生児童委員と議員との意見交換会を毎年1回定期的にやっており、もう十数年続けている。このような取組を続けていくことが大切だと考える。
 - ・ 「議会報告会」や「意見交換会」は流行として出てきたものかもしれないが、やはり意味があると思う。「議会報告会」というのは、議会が議決をした説明責任を自分たちの肉声で姿を見せて説明責任を果たす場という意味合いで理解をしている。「意見交換会」については、広く市民からの意見を聴く場として、広聴の役割の一環として必要だと認識している。これらには様々な効果があると考えている。

(5) タブレット端末その他議会のICT化について

当委員会は、先の議会改革・活性化特別委員会に引き続き、「タブレット端末その他議会のICT化」について調査研究を行った。

調査研究の結果、タブレット端末を議会に導入することについては、時期尚早という結論に達した。しかし、タブレット端末の普及は年々急速に進んでおり、今後とも注視が必要と考える。

そのほかに、議会のICT化の一環として、議場へ大型モニターを設置する提案も出された。しかし、議場への大型モニターの設置については、工事を伴い多額の費用が見込まれること、議場に固定されてしまうため活用方法が限られることなど、費用対効果の面で課題が多い。そこで、老朽化が著しい全員協議会室の天井固定型

プロジェクターの更新に際し、単純に更新するのではなく、移動可能な電子黒板（インタラクティブ・ディスプレイ）を導入する方法を検討した。移動可能なものであれば、本会議だけでなく、委員会その他の会議など多種多様な利活用が考えられる。当委員会では、この導入計画の早期実現について、議長から市長に要望していただくよう依頼することとした。

なお、この導入計画については、当委員会の調査研究状況を市長に尊重いただき、平成26年度大府市一般会計予算案に計上され、成立し、平成26年度中に導入されることが決定している。

《主な意見》

- ・ タブレット端末については、現状、議員一人一人のコンピュータに関する能力の格差、いわゆる「コンピュータデバイド」がある。これが顕著に見られる段階で導入することは問題があると考ええる。
- ・ 現在、一般質問において図表パネルの使用を認めているが、議員席からも見えないことがあり、傍聴席からはまず見えない状況にある。議員及び傍聴者、説明員にしっかりと見えるように、議場の前後に大型モニターを設置できないか。タブレット端末については、現状としては必要ないと考えている。
- ・ 正直あまり関心がない。緊急に必要だとは思わないが、導入に反対はしない。
- ・ ICTによる議会のペーパーレス化は、必要である。しかし、タブレット端末については、現在、多種多様なものがたくさん出ており、互換性に欠ける状況にある。よって、現在のところは必要ないと考ええる。
- ・ 将来的には、ICTを活用して議会のペーパーレス化を進めていきたいと思っている。世間ではパソコンの画面を見ながら会議を行うことが当たり前になっているのに、議会はなぜ同じようにできないのか疑問を持っている。
- ・ 全員が等しく使えないから一切駄目だというのではなく、もっと柔軟に考えてはどうか。使用を希望する議員には認めるという考え方があってもいいのではないか。

(6) 議員定数について

当委員会は、先の議会改革・活性化特別委員会に引き続き、「議員定数」について調査研究を行った。

全国の市議会の議員定数の動向等について、最新の資料により調査を行うなどして、調査研究を進めたが、調査研究の過程においては、先の議会改革・活性化特別委員会と同様、現状の21人を維持すべきという意見から、最大で3人減として18人とする意見まで、様々な意見が出され、委員会として最終的な結論を出すことはできなかった。

《主な意見》

- ・ 現在、議員活動を行っている中で、市民からの声は非常に多岐にわたっており、くめども、くめども、くみ尽くせないという実感を持っている。そういうことも考えると、今、議員を減らすべきではないと考える。
- ・ 大府市においては、他市町村に比べて立候補者が少なく、立候補者が議員定数プラス1ないし2という状況がずっと続いている。立候補者が少ないのは、「議員になりたい」あるいは「議員が必要」と考える市民の需要の反映とも考えるので、議員定数については、減らすことが必要だと考える。議長が加わらない通常の採決において、可否同数が発生して議長裁決となるのは分かりにくいいため、議員定数は、可否同数の起こらない偶数が好ましい。したがって、議員定数は18人か20人がよいのではないかと。常任委員会が今の三つのままと考えると、18人ならば、各常任委員会の定数は6人となる。委員会の議論が活性化するには、6人ぐらいが適正なのではないか。また、議員定数について、何らかの形で市民の意見を聴くことはできないか。
- ・ しっかりと市民に応えることのできる人数であれば、何人でもよいと考える。他市町村の動向を注視しつつ、将来の人口動向も考慮して決定をしていってはどうか。しかし、可否同数が起こらなくなると、議長が採決に参加する機会がなくなってしまう。議長として意思表示をする場がなくなるのは、よくないのではないかと。
- ・ 議員定数に「これだ」という基準はない。市民の中でもいろいろな声がある。我々は3人減の18人としても、市民の期待に応える議会活動は十分可能だと判断している。
- ・ 議員定数については、会派の中でもかなり議論したが、いろいろな意見があった。議員一人当たりの市民の人口で考えるという考え方もあった。大府市は10の自治区があるので、その10の自治区に2人ずつと考え、20人が最も理解を得やすいのではないかとという意見もあった。どの意見にも理由と根拠があり、どれも間違いではなく、正しい意見のように思われる。この問題については、幾ら議論をしても、最終的に意見を1点に集約することが難しいという印象を持っている。
- ・ 全国の同規模の市の状況を見ても、議員定数が20人未満の市は、全国でもわずかしかなかく、そこでは議員報酬が非常に高くなっている。大府市のような8万人前後の市で議員定数が20人を下回っているところはほんのわずかしかないので、大府市も20人ぐらいが適当ではないか。
- ・ 前回の選挙で議員定数について公約として市民に約束をしている議員もいる。これは非常に大事なことである。
- ・ 議員を減らせば、当然、議員一人当たりの仕事量は増えると思う。議員を減らすということを簡単にやらないほうがいいのではないかとこの気持ちがある。議員に求められる仕事は、これからもどんどん増えていくと思うので、その辺りを心配している。
- ・ 議員一人当たりの市民の人口や議員定数は、議員の仕事量とは比例しないと経験上感

じている。大府市議会は、議員定数を年々減らしてきているが、それによって議論が停滞してきたことはなく、かえって活発になってきている。数の問題ではなく、個々の議員の資質、姿勢が問題だと考える。

(7) 先進市議会の取組について

次に、先進市議会である静岡県焼津市議会及び福島県会津若松市議会に委員を派遣し、調査を行った。

両市議会とも、各議員が熱心に調査研究を行い、研さんに努め、議論し、試行錯誤しながら取組を進められてきていることがうかがわれ、大いに刺激を受けた視察調査であった。

① 静岡県焼津市議会の取組について

静岡県焼津市議会では、議会改革の取組及び議会の活動状況について調査を行った。

焼津市議会では、地方分権時代に対応した議会の在り方及び議会機能の充実を図る方策等について調査研究するため、平成23年3月から議会改革検討特別委員会を設置し、現在も調査研究を継続されている。特別委員会では、会議の公開基準、議会報告会の開催、当局側の反問権の付与、議員調査活動及び委員会調査活動の在り方、議員定数、議員報酬、議員間討議の導入、政策評価の実施、議会基本条例などについて検討を行っており、その調査研究状況を踏まえ、平成26年2月定例会において、議会基本条例及び議員政治倫理条例を提案する予定とのことであった。また、議会報告会や政策評価を実施の方向で検討されている。しかし、その細かい運用については、まだ検討中のものであった。

大府市議会の状況とよく似ている点としては、各常任委員会でテーマを決めて調査研究と議員間の討議を行い、市長への政策提言を行うことに取り組み始めている点である。

なお、議員定数については、現在の21人で機能しているため、特に増減の議論はないということである。

② 福島県会津若松市議会の取組について

福島県会津若松市議会では、議会からの政策形成について調査を行った。

会津若松市議会は、平成20年6月に議会基本条例及び議員政治倫理条例を制定し、いわゆる「議会改革」に関する幾つかの民間調査において高い評価を得るなど、この分野においては有名な議会である。

会津若松市議会では、議会基本条例の下、「市民との意見交換会」、意見交換会で出された意見を整理し、問題を発見し、課題設定をする「広報広聴委員会」、問

題を分析し、政策立案を行う「政策討論会」といった仕組みにより独自の「政策形成サイクル」を構築されている。そして、それは自治体の二元代表の一翼を担う議会が、住民の負託に応え、よりよいまちづくりをするための手段であり、「住民福祉の向上が最終目的であり、議会内の仕組みやルールづくりは、その手段に過ぎない」という考えの下に構築されている。

なお、この仕組みをつくり上げる中では、外部の学識経験者や公募委員の意見が多いに刺激になったそうである。

③ 大府市議会への反映について

両市議会への視察調査終了後、調査項目の大府市議会への反映について、委員間で意見交換を行った。

意見交換の結果、当市議会は、「先進地」と言われる議会にも負けなくらい取組を進めてきていることを再確認した。

なお、意見交換において出された主な意見は次のとおりである。

《主な意見》

- ・ 大府市は議会に提出される資料がわかりやすい。先進的と言われる議会にも負けていないと思う。
- ・ 議員OBと議会のことについて話をしていたら、話が十分に通じて驚いた。ということは、大府市議会の運営は20年前とあまり変わっていないのではないか。
- ・ 議会運営の基本的な部分は変わらないものだと思う。
- ・ 地方自治法の改正により議会の役割も変化しつつある。議会基本条例等の議論は20年前にはなかった。
- ・ 視察のやり方一つをとってみても、随分変わっている。
- ・ 議会の役割として、従来の議決という役割に加えて、政策を形成していく役割が加わってきている。
- ・ それぞれのまちには、それぞれの歴史・風土がある。よそを参考にしつつ、「大府スタイル」をつくることが重要ではないか。
- ・ やはり議会基本条例の制定ありきではなく、足下から固めていく必要がある。
- ・ もっと議会費が必要ではないかと思うが、市全体の予算に関わるため、慎重な検討が必要である。

(8) まとめ

本格的な少子高齢社会を迎え、社会情勢は大きく変化しており、我々地方議会を取り巻く環境も大きく変化しつつある。近年、地方自治法の改正が繰り返され、議会に関する改正も繰り返されている。特に、平成18年の改正において委員会に議案

提出権が付与されたことは、大きな変化であった。

現在、大府市議会においても、先の議会改革・活性化特別委員会の調査研究結果を踏まえて、各常任委員会が政策立案、政策提言を視野に入れ、活発に調査研究活動に取り組んでいる。また、議会運営委員会や各特別委員会も、活発に活動に取り組んでいる。今後とも、これらの取組を着実に積み重ね、深化させていくことが重要であると考えます。

今、全国の地方議会は、どこもこの環境の変化に対応しようと取組を進めている。しかし、それぞれのまちには、それぞれの歴史や風土があり、「先進地」と言われる他の地方議会の取組が、大府市議会にそのまま適用できるわけではない。大府市に合った大府市議会をつくるため、「大府スタイル」で議会の活性化に取り組んでいくべきと考えます。

今後とも、我々大府市議会は、市民の負託に応えるため、住民福祉の向上という最終目的を目指して、様々な知見に学び、議員個々が資質向上に努め、議会全体がその能力を向上させていかなければならないと改めて認識した調査研究活動であった。

2 委員会の経過

(1) 平成25年6月24日（月） 平成25年第1回（通算第1回）

- ・ 議会活性化特別委員会は、平成25年大府市議会第2回定例会の最終日において、「議会の活性化に関する諸問題の調査・研究」を付議事件として設置された。
- ・ 正副委員長の互選を行い、委員長に木下義人委員を、副委員長に浅田茂彦委員を選任した。

(2) 平成25年7月24日（水） 平成25年第2回（通算第2回）

- ・ 平成23年6月28日から平成25年5月9日まで設置されていた「議会改革・活性化特別委員会」の調査研究内容の再確認を行うなどして、委員会において調査・研究を行う事項の具体的内容について協議を行った。
- ・ 協議の結果、「議会改革・活性化特別委員会」の調査研究内容のうち、継続して調査・研究を行う余地のある事項を中心に調査・研究を行っていくことになった。

(3) 平成25年8月20日（火） 平成25年第3回（通算第3回）

- ・ 前回に引き続き、委員会において調査・研究を行う事項の具体的内容について協議を行った。
- ・ 「議会改革・活性化特別委員会」の調査研究内容のうち、継続して調査・研究を行う余地のある事項のほかに、新たに調査・研究すべき事項がないか、協議を行った。

(4) 平成25年10月4日（金） 平成25年第4回（通算第4回）

- ・ 委員長の木下義人委員が欠席したため、委員会条例第11条第1項の規定により、副委員長の浅田茂彦委員が委員長の職務を行った。
- ・ 次の事項について、委員間で意見を交換するなどして、調査・研究を行った。
- ・ 議会基本条例については、「今すぐ議会基本条例の制定に向けて取り組む必要はない。今は議会の活性化の取組を着実に進めていくべきである」という意見で一致した。
- ・ 反問権について、説明員に「質問の内容・趣旨の確認」を認めることについては、一般質問だけでなく、本会議や委員会での「議案に対する質疑」においても認められるという意見で一致した。なお、本会議での「議案に対する質疑」において認めた場合、会議規則第54条ただし書の規定により、質疑の回数制限を超えて議長が発言を認める場合があることも確認した。
- ・ 議員定数の調査・研究のための参考資料として、全国市議会議長会の「市議会議員定数に関する調査結果」「市議会議員報酬に関する調査結果」の最新版を委員全員に配布した。

- ・ 議案審査の過程において「議員間討議」を行うことについては、「議事運営上、難しいのではないか」「議員間で妥協点を見出すことが難しいのが現実である」など、消極的な意見が多数を占めた。そして、議案について「議員間討議」を行うとする場合には、議案審査の過程とは別に行うことが望ましいという意見が大勢を占めた。
- ・ 本会議で「議員間討議」を行うことは難しく、好ましくないという意見で一致した。
- ・ 委員会でテーマを決めて議論する「議員間討議」については、評価する声が聴かれ、今後も継続して取り組んでいくべきであるという意見で一致した。
- ・ 委員会と市内関係団体等との「意見交換会」については、評価する声が聴かれ、今後も継続して取り組んでいくべきであるという意見で一致した。
- ・ 「議会報告会」については、課題が多いため、今の時点では開催の必要はないという意見で一致した。
- ・ 議会へのタブレット端末の導入については、時期尚早という意見が多数を占めた。
- ・ 図表パネルの代用として、議場に大型モニターを設置することについて意見交換を行った。

(5) 平成25年11月5日（火） 平成25年第5回（通算第5回）

- ・ 議会のICT化に関し、全員協議会室のプロジェクターに代わって電子黒板2台を導入する計画を1年前倒しすることについて協議し、議長に対し、市長に予算要望書を提出するよう依頼することに決定した。
- ・ 議員定数について意見交換を行い、現状の21人を維持する意見から、3人減とし18人とする意見まで、様々な意見が出されたが、委員会として最終的な結論を出すことが困難と判断し、報告書には委員会で出された意見を併記する形で記載することになった。
- ・ 今後の進め方について協議した結果、他市議会への視察調査を実施した上で、委員会の調査・研究を締めくくる方向で進めることになった。
- ・ 委員派遣（先進地視察）を実施することに決定し、視察先、視察項目等の詳細については、正副委員長に一任することに決定した。

(6) 平成26年2月4日（火）・5日（水） 委員派遣（先進地視察）

- ・ 浅田茂彦委員、森山守委員、上西正雄委員、山本正和委員、鷹羽登久子委員及び窪地洋委員の6名を静岡県焼津市議会及び福島県会津若松市議会に派遣し、焼津市議会において「議会改革の取組及び議会の活動状況」について、会津若松市議会において「議会からの政策形成」について、それぞれ調査を行った。

(7) 平成26年2月21日（金） 平成26年第1回（通算第6回）

- ・ 委員長の木下義人委員が欠席したため、委員会条例第11条第1項の規定により、副委員長の浅田茂彦委員が委員長の職務を行った。
- ・ 2月4日（火）及び5日（水）に実施した委員派遣（先進地視察）の内容について、意見交換を行い、委員会としての視察報告書を取りまとめた。
- ・ 今後の進め方について協議した結果、最終報告書の取りまとめに向けて進めていくことになった。

(8) 平成26年3月28日（金） 平成26年大府市議会第1回臨時会

- ・ 委員長の木下義人委員の逝去に伴い、補欠委員として、新たに守屋孝委員（市民クラブ）が議長の指名により選任された。

(9) 平成26年3月28日（金） 平成26年第2回（通算第7回）

- ・ 委員長の木下義人委員の逝去に伴い、委員長の互選を行い、副委員長の浅田茂彦委員を新たに委員長に選任した。
- ・ 副委員長が委員長となったことに伴い、副委員長の互選を行い、上西正雄委員を新たに副委員長に選任した。

(10) 平成26年4月11日（金） 平成26年第3回（通算第8回）

- ・ 委員会の最終報告書の内容について、正副委員長案をもとに協議を行った。
- ・ 報告書の体裁、誤字脱字、内容等の最終確認については、正副委員長に一任することに決定した。
- ・ 委員会の調査研究結果を本会議に報告することとし、その内容については、委員長に一任することに決定した。

議会活性化特別委員会委員名簿

(平成25年6月24日～平成26年3月28日)

役職名	氏名	所属会派	備考
委員長	木下 義人	市民クラブ	平成26年3月21日まで
副委員長	浅田 茂彦	自民クラブ	
委員	森山 守	日本共産党	
委員	上西 正雄	市民クラブ	
委員	山本 正和	自民クラブ	
委員	鷹羽登久子	無所属・未来プロジェクト	
委員	窪地 洋	公明党	

(平成26年3月28日～平成26年5月9日)

職名	氏名	所属会派	備考
委員長	浅田 茂彦	自民クラブ	
副委員長	上西 正雄	市民クラブ	
委員	森山 守	日本共産党	
委員	守屋 孝	市民クラブ	
委員	山本 正和	自民クラブ	
委員	鷹羽登久子	無所属・未来プロジェクト	
委員	窪地 洋	公明党	

(備考)

正副委員長のほかは、議席番号順